

令和7年度公共ホール音楽活性化事業 (障害者関連プログラム)実施要綱

1 趣旨

一般財団法人地域創造（以下「地域創造」という。）は、公共ホールの活性化と地域の音楽分野における創造的で文化的な芸術活動のための環境づくりへの寄与、障害者を対象とした事業に係る公共ホール職員等の企画制作能力の向上及び創造性豊かな地域づくりに資することを目的として、市町村等との共催により、特別支援学校や障害者施設等においてアウトリーチによる地域交流プログラムを実施する。

2 対象団体

次の団体であって、令和5年度までに公共ホール音楽活性化事業、公共ホール邦楽活性化事業又は公共ホール現代ダンス活性化事業（平成29年度以降においては公共ホール現代ダンス活性化事業Aプログラムをいう。）を実施した団体を対象とする。

- (1) 市町村（特別区を含み、政令指定都市を除く。）
- (2) 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者として指定を受け、市町村の設置する公の施設の管理を行う法人その他の団体
- (3) 地域における文化・芸術活動の振興に資することを目的として設置された、公益財団法人等（（2）を除く。）のうち、市町村が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している法人で地域創造が特に認めるもの

3 実施団体の決定

地域創造は、上記2の団体から提出された事業申込書等をもとに審査し、予算の範囲内で実施団体を決定の上、当該実施団体に対して速やかに通知する。

なお、本事業は、継続して3回まで実施することができるものとする。

4 事業内容

実施団体は、特別支援学校や障害者施設等においてアウトリーチによる地域交流プログラムを実施する。

派遣するアーティストは公共ホール音楽活性化支援事業登録アーティストから、実施団体の希望を勘案の上、地域創造が決定する。

(1) 事業日程

原則として、4日間以内（移動日は含まない）の日程を1回または2回に分けて実施する。

なお、事業実施に向けて、登録アーティスト、コーディネーター等による個別研修（現地見）を1泊2日以内で実施する（必要に応じて2回まで派遣できる。）。

(2) 実施回数

4～8回とする（1日2回を基本とする。）。

5 経費負担

事業実施に伴う次の経費については、地域創造が負担する。

次の経費以外の現地移動費、その他の諸経費及び実施団体が上記4に定める内容を超えて事業を行った場合に発生した経費については、実施団体の負担とする。

(1) アーティスト等派遣経費

アーティスト及び伴奏共演者の謝金、交通費（現地移動費を除く。）、宿泊費、日当、派遣対象者に係る損害保険料、マネジメント料

(2) 地域交流プログラム負担金

アウトリーチに係る、ピアノ調律料、楽器運搬費及びその他特に地域創造が認めたもの（限度額20万円）

6 事業実施に対する支援

(1) 全体研修会の開催

地域創造は、事業実施前に実施団体を対象として、事業の目的や効果などについての理解を深めるための研修会を開催する。

なお、参加に係る旅費等は実施団体の負担とする。

(2) コーディネーターの派遣

地域創造は、実施団体に実践的ノウハウを習得する機会を提供するとともに、事業の円滑な運営を図るため、企画制作の経験が豊富なコーディネーターをアドバイザーとして派遣する。

原則として、派遣は、個別研修（現地下見）及び事業実施時に行う。

7 提出書類等

(1) 事業申込書 …別記様式1-1、1-2

令和7年度に本事業の実施を希望する対象団体は、令和6年9月19日（木）までに当該書類を提出すること（地域創造必着）。

なお、上記2（2）及び（3）に該当する団体が申込みをする場合には、施設設置者又は、出資者である地方公共団体の長の副申を受けること（別記様式1-3）。

(2) 事業実施計画書 …別記様式2-1、2-2

事業実施2か月前までに企画内容を決定し、当該書類を提出すること。

(3) 事業実績報告書 …別記様式3-1、3-2、3-3（3-3は、該当の経費がある場合のみ）

事業終了後30日以内または令和8年4月15日（水）のいずれか早い日（必着）までに、別途指定する関係書類を添えて提出すること。

(4) 変更（承認申請・報告）書 …別記様式4-1、4-2

実施団体の決定通知を受けた後に事業内容に重大な変更が生じた場合は、ただちに当該書類を提出すること。

なお、変更の内容によっては事業の要件を満たさなくなり、共催できない場合がある。

8 その他

(1) 共催・制作協力に関する表示

① 共催の表示

実施団体は、事業実施会場及び事業実施に際して作成される印刷物、ホームページその他の宣伝媒体（以下「印刷物等」という。）に、地域創造が共催している旨を表示すること。

【表示例】 共催：一般財団法人地域創造
共催：（一財）地域創造

② 制作協力の表示

実施団体は、印刷物等に一般社団法人日本クラシック音楽事業協会が制作協力している旨を表示すること。

【表示例】 制作協力：一般社団法人日本クラシック音楽事業協会
制作協力：（一社）日本クラシック音楽事業協会

(2) 損害賠償の免責

事業実施に伴い発生した損害賠償等の責任について、地域創造は責めを負わないものとする。

(3) 関係書類の提出

地域創造は、この要綱に定めのある書類のほか、実施団体の決定等の審査に当たって必要な書類の提出を求めることができる。

(4) 情報提供

地域創造が全国の地方公共団体に対して行う事業に関する情報提供等のため、資料提供を求めた場合や現地調査を行う場合は、実施団体は協力するものとする。

(5) その他

事務手続き、スケジュールその他細目について必要がある場合は別途定める。

また、事業の実施に関し疑義が生じたときには、地域創造と実施団体が協議して決定する。

参 考

1 事業の流れ・手続き等

●令和6年度（事業実施前年度）

時 期 (予定)	内 容	提出書類
7月下旬 ～9月	申込み受付（9月19日（木）締切）	事業申込書 (別記様式1)
10月頃	事業内定通知	
12月頃	派遣アーティストの決定	

●令和7年度（事業実施年度）

時 期 (予定)	内 容	提出書類
4月上旬	事業決定通知	
5月8日、9日	全体研修会の開催 開催場所：東京都内（やむを得ない場合、オンライン参加も可とする）	
適時	個別研修（現地下見）の実施	
事業実施 1か月前	・事業内容の確定 ・実施団体、派遣アーティスト、地域創造の三者による 契約書の締結など	事業実施計画書 (別記様式2)
事業終了後30日 以内 ※	・実績報告 ・負担金の申請	事業実績報告書 (別記様式3)

※ 事業終了後30日以内又は令和8年4月15日（水）のいずれか早い日まで

2 事業日程

アウトリーチの実施は、合計4日間以内の事業日程の期間内で行う。ただし、打合せ・フィードバックの実施に関してはその限りではない。事業日程の前後に移動日の設定が可能。

3 事業実施例

(例1) 事業日程4日間を2回に分けて、アウトリーチを8回実施する場合

1回目派遣

	入り日	実施1日目	戻り日
午前		アウトリーチ①	フィードバック ・打合せ
午後	移動	アウトリーチ②	移動
夜間	打合せ		

2回目派遣

	入り日	実施2日目	実施3日目	実施4日目	戻り日
午前	移動	アウトリーチ③	アウトリーチ⑤	アウトリーチ⑦	フィードバック
午後	打合せ	アウトリーチ④	アウトリーチ⑥	アウトリーチ⑧	移動
夜間					

(例2) 事業日程3日間を2回に分けて、アウトリーチを4回実施する場合

1回目派遣

	移動日	実施1日目	実施2日目
午前		アウトリーチ①	アウトリーチ②
午後	移動	打合せ	フィードバック ・打合せ
夜間	打合せ		移動

2回目派遣

	移動日	実施3日目	移動日
午前	移動	アウトリーチ③	フィードバック
午後	打合せ	アウトリーチ④	移動
夜間			